

地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援基金の設置年限が延長されたことに伴い、所要の規定の整理をすること。（本則関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）